

第1回 湖南省子ども・子育て未来会議次第

日時 令和5年(2023年)7月11日(火)

午後1時30分～

1. 開 会

2. 委員・事務局紹介

3. 湖南省子ども・子育て未来会議の説明 【資料1】

4. 議 事

1) 会長・副会長の選出

2) こども関連計画について 【資料2】

3) 部会の設置について 【資料3】

4) 特定教育・保育施設、特定地域型保育施設の利用状況について 【資料4】

5) 幼保連携型認定こども園 HOPPA 石部利用定員について 【資料5】

6) 今後のスケジュールについて 【資料6】

5. 閉 会

次回開催

月 日 () 時 分～

湖南省子ども・子育て未来会議について

1. 地方版子ども・子育て会議

①地方版子ども・子育て会議（湖南省子ども・子育て未来会議）の構成

地方版子ども・子育て会議は、必ずしも国の子ども・子育て会議と同様の構成にしなければならないものではなく、具体的な雛形等を示されていませんが、国の子ども・子育て会議のメンバー構成は法律上、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者等である。地方版についても、こうした構成を参考に、バランスよく、幅広い関係者にお願いすることとなりました。

②地方版子ども・子育て会議の役割

地方版子ども・子育て会議は、自治体が、教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされています。

また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされています。地方版子ども・子育て会議は、市町村計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されています。特に、児童福祉、教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただくこととなります。

市町村計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つではありますが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）役割もあります。

③地方版子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する、としている具体的な内容

地方版子ども・子育て会議は、関係者が政策プロセス（PDCAサイクル）に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場として機能することが期待されています。すなわち、同会議は、施設や事業の垣根を越えて地域の子育てニーズを一連の政策プロセスに反映させる上で重要な役割を果たすと考えられており、実施計画の内容や、定員設定のあり方の審議をはじめ、具体的には次のような点について調査審議いたします。

①潜在的なものを含め教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過剰に推計していないか、不足していないか。）

⇒計画で推計した、見込み量が適正なものとなっているか検証

②教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標

⇒計画で推計した見込み量及び実態に対して適正な事業整備ができていないか検証

③幼稚園・保育園等の教育・保育施設の利用定員の審議

④ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか

⇒学童保育所や子育て支援センター（つどいの広場）、一時預かり保育等が正確に推計され、適正な事業整備ができていないか検証

⑤費用の使途実績の調査や事業の点検評価（給付・事業毎にそれぞれいくら使われているか、何人の子どもが利用しているか、運営や自己評価の適切性の確認など）

⇒各事業実績の検証

⑥現行の計画について見直すべき部分はないか

⇒事業計画の修正

なお、保育料の改定など個別の給付や事業の扱いに関する詳細事項について、同会議で調査審議を行うか否かは、法律上の義務付け等はなく、自治体の裁量に委ねられているものとされています。

2. 湖南省子ども・子育て未来会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、湖南省子ども・子育て未来会議（以下「子ども・子育て未来会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て未来会議は、法第72条第1項各号に規定する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て未来会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、教育、保育、子育て支援に関わる学校法人、社会福祉法人及び学童保育所の関係者、保育園及び幼稚園の児童の保護者、学識経験者等から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て未来会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、子ども・子育て未来会議を代表し、会議を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て未来会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て未来会議は、所掌事務を分掌させるため特に必要と認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を子ども・子育て未来会議に報告する。

5 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 子ども・子育て未来会議の庶務は、児童福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て未来会議の運営その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

こども関連計画について

■現行計画

計画名称	根拠法令等	策定期間
湖南省子ども・子育て支援事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援法 ●次世代育成支援対策推進法 ●少子化社会対策大綱 	令和2年度～6年度 ⇒令和7年度～の第3期計画の策定が必要

■こども基本法における「市町村こども計画」について

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

(こども施策に関する大綱)

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。⇒**令和5年秋頃閣議決定予定**

(都道府県こども計画等)

第10条

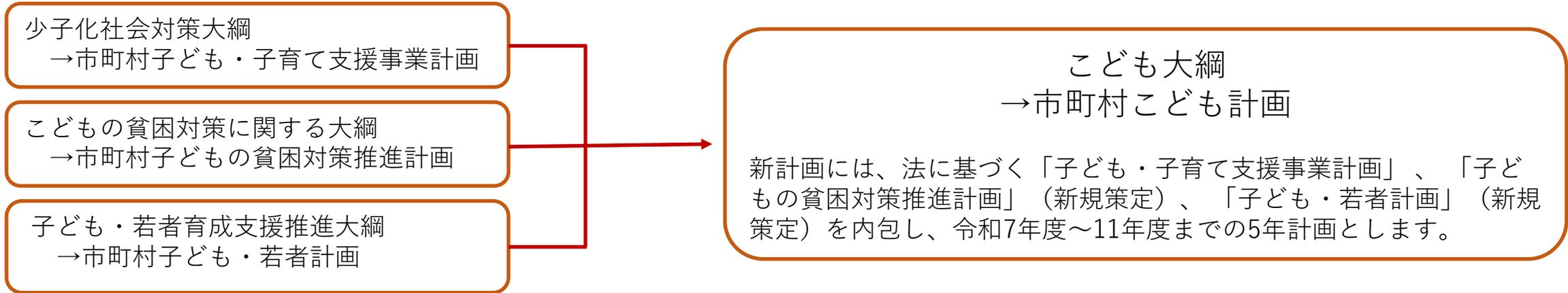
2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

■新計画案



■新計画の対象

計画の一体化に伴い、実施する調査の優先度、必要な調査の対象や内容を整理する必要があります。

※若者には青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者も含まれます。

	就学前	小学生	中学生	高校生	若者 (30歳まで※)
子ども・子育て支援事業計画	←————→				
子どもの貧困対策推進計画	←————→				
子ども・若者計画	←————→				

計画対象
 調査対象

子ども・子育て未来会議各部会の設置について

子ども・子育て未来会議において審議する内容は、専門的かつ多岐にわたります。未来会議全体で意見の集約を図る前に、議題の要点や意見の集約を図るため部会を設置することができます。

～子ども・子育て未来会議条例第7条～

(部会)

第7条 子ども・子育て未来会議は、所掌事務を分掌させるため特に必要と認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を子ども・子育て未来会議に報告する。
- 5 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

【計画策定検討部会】

○設置の目的

令和5年秋ごろに国から示される予定の「こども大綱」を勘案し、市こども計画を策定するために必要な調査の検討及び調査結果を踏まえた計画の理念、目標等基本的な考え方について検討する。

○部会の事務

①こども計画策定のための基礎調査についての検討 (R5)

- ・調査対象、調査時期、調査項目、調査の手法について
- ・調査結果からの課題抽出について

②こども計画の骨子案についての検討 (R6)

- ・計画の基礎となる理念、目標等基本的な考え方を検討
- ・必要な子ども施策や地域子育て支援事業等の提供量、提供体制の確保について検討

③協議・検討した結果を、子ども・子育て未来会議に報告 (適宜)

特定教育・保育施設、特定地域型保育施設の利用状況について(未来会議用)【資料4】

	年齢	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和5年4月1日
		実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績
就学前児童数 ①	0歳児	481人	535人	469人	408人	406人	378人	367人	368人	315人
	1・2歳児	1,033人	991人	1,009人	1,008人	909人	823人	835人	782人	764人
	3歳以上児	1,531人	1,554人	1,542人	1,508人	1,516人	1,412人	1,456人	1,364人	1,273人
	合計	3,045人	3,080人	3,020人	2,924人	2,831人	2,613人	2,658人	2,514人	2,352人
(保育ニーズ) ②(申込者数)	0歳児	29人	36人	33人	30人	33人	50人	63人	58人	32人
	1・2歳児	354人	385人	397人	433人	443人	479人	436人	441人	431人
	3歳以上児	761人	801人	851人	837人	872人	880人	899人	854人	849人
	合計	1,144人	1,222人	1,281人	1,300人	1,348人	1,409人	1,398人	1,353人	1,312人
(申込率) ①/②	0歳児	6.0%	6.7%	7.0%	7.4%	8.1%	13.2%	17.2%	15.8%	10.2%
	1・2歳児	34.3%	38.8%	39.3%	43.0%	48.7%	58.2%	52.2%	56.4%	56.4%
	3歳以上児	49.7%	51.5%	55.2%	55.5%	57.5%	62.3%	61.7%	62.6%	66.7%
	合計	37.6%	39.7%	42.4%	44.5%	47.6%	53.9%	52.6%	53.8%	55.8%
(整備定員数) ①	0歳児	97人	97人	103人	118人	117人	111人	121人	124人	121人
	1・2歳児	345人	345人	415人	468人	500人	467人	463人	463人	459人
	3歳以上児	838人	838人	920人	876人	915人	863人	953人	901人	888人
	合計	1,280人	1,260人	1,438人	1,462人	1,532人	1,441人	1,537人	1,488人	1,468人
利用児童数 ②	0歳児	23人	29人	27人	22人	27人	33人	45人	36人	24人
	1・2歳児	329人	362人	381人	406人	408人	412人	423人	431人	427人
	3歳以上児	760人	798人	851人	833人	865人	875人	899人	854人	849人
	合計	1,112人	1,189人	1,259人	1,261人	1,300人	1,320人	1,367人	1,321人	1,300人
待機児童数 ③	0歳児	6人	6人	3人	5人	4人	8人	0人	0人	0人
	1・2歳児	25人	20人	7人	20人	33人	41人	0人	0人	0人
	3歳以上児	1人	3人	0人	2人	7人	5人	0人	0人	0人
	合計	32人	29人	10人	27人	44人	54人	0人	0人	0人

令和5年度1号定員・内定者・利用児童数

	利用定員	利用児童数
幼稚園	250人	172人
認定こども園	399人	199人
合計	649人	371人

幼保連携型認定こども園 HOPPA 石部 利用定員について

- 1 建物の構造 木造 平屋建
- 2 建物の延べ床面積 1,207㎡
- 3 整備計画

区 分	室 数	面 積
乳 児 室	1	24.41㎡
ほ ぶ く 室	1	43.33㎡
保 育 室	7	318.84㎡
遊 戯 室	1	139.11㎡
調 理 室	1	32.27㎡
便 所	4	71.27㎡
医 務 室	1	4.96㎡

4 利用定員 (人)

		0歳	1-2歳	3-5歳	合計
令和5年4月 【幼稚園】 (HOPPA 石部南)	1号定員	—	—	100	100
	2・3号定員	—	—	—	—
令和6年4月 【幼保連携型認定こども園】 (予定)	1号定員	—	—	90	90
	2・3号定員	5	26	39	70
	計	5	26	129	160

		令和5年度												令和6年度																
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
計画の策定と体制	ステップ	課内協議 ・新計画の方向性 ・子どもの意見聴取 ・庁内連携		庁内合意形成 ・市長協議 ・財政課協議 ・連携部署協議			調査項目設計 ・子ども大綱確認 ・子ども・子育て未来会議 ・調査業務委託契約			調査実施・分析 ①就学前保護者 ②小学生保護者 ③小中学生 ④18歳～39歳市民			計画素案の調整・検討 ・庁内ヒアリング調査 ・子ども・子育て未来会議 意見聴取 ・関係団体ヒアリング調査			計画案作成			パブリックコメント実施			計画策定								
	調査・検討	第2期支援事業計画検証		基礎調査 ・アンケート項目の検討（4調査） ・調査対象の抽出			調査票作成 ・調査票発送 ・回収			調査結果分析			現状・課題整理			計画（素案）の作成			検討・調整			計画（案）の作成			検討・調整			計画の策定・公表		
	市民意見の反映	連携部署協議 SDGSカレッジ、青少年育成学区民会議、20歳のつどい実行委員会など						基礎調査 12月初旬発送 12月下旬締切			関係団体ヒアリング調査			子どもの意見聴取ワークショップ（3回程度）			パブリックコメント			パブコムに対する市の考え方公表										
	計画策定検討部会						第1回 ・調査の項目設計について							第2回 ・現行子ども施策評価、ニーズ調査結果から課題検討		第3回 ・子ども計画骨子案について		第4回 ・子ども計画素案について		第5回 ・子ども計画案について										
	未来会議	委員選出・委嘱		第1回 ・子ども計画策定方針、日程について		第2回 ・第2期支援事業計画検証結果、調査の趣旨等		第3回 ・調査の素案について		第4回 ・調査結果報告			第5回 ・子ども計画骨子案について			第6回 ・子ども計画素案について		第7回 ・子ども計画案、パブリックコメントについて		第8回 ・パブリックコメント結果について										
	庁内委員会							庁内委員会の構成メンバーの検討と選出依頼			庁内関係課へのヒアリング ・事業の課題と今後の展望			事業方針シート			庁内関係課への意見照会													
議会						議会報告 ・子ども計画策定日程 ・調査予定		議会報告 ・調査実施			議会報告 ・調査結果報告 ・方向性等						議会報告 ・計画案報告 ・パブリックコメントについて			議会報告 ・計画書報告										